

新 公 交 2・2・4  
令 和 5 年 6 月 30 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 新城市地域公共交通会議  
住 所 会長 下江洋行  
代 表 者 氏 名 愛知県新城市字東入船 1 1 5 番地

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月30日

（名称）新城市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称								
令和6年度新城市地域内フィーダー系統確保維持計画								
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性								
<p>本市は、東三河の中央に位置し市町村合併により県内で2番目に大きな面積を有し、地域の84%が三河山間部を形成する緑に覆われている。人口は、高齢化と人口減少に歯止めがかからず、公共バス利用者の単純増加を見込むことは難しい状況となっている。そのため、令和4年に地域公共交通計画を定めた。</p> <p>地域公共交通計画では、地域との意見交換を通してバス路線の現状を周知し、バスへの理解及び関心を深め、地域の意見を聞きながら実情に合ったバス路線への見直しを図ることを重点施策として定めている。地域公共交通確保維持事業においても同様に、公共交通計画に沿った各種施策を展開し、定量的な目標値を達成することを目的としている。</p> <p>また、フィーダー路線の特徴として、路線周辺に他の公共交通が無い場合、沿線の高齢者の買い物や通院といった生活における必要不可欠な移動手段として、各種路線を維持する必要がある。</p>								
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果								
(1) 事業の目標								
各路線の背景を考慮し、公共交通計画では、策定時の利用者数の最終年度の目標を現状維持と定めているが、直近の実績数値を考慮し今度3か年の目標設定をする。								
■目標値								
路線名	令和6年		令和7年		令和8年		直近年度の実績人数 R4.4~R5.3	経緯
	人数	収支率	人数	収支率	人数	収支率		
西部線	5,251	4.31	5,251	4.31	5,251	4.31	5,251	R5.4再編
塩瀬線	2,613	3.50	2,613	3.50	2,613	3.50	2,613	R2.10再編
つくであしがる線 (デマンド)	3,209	3.21	3,209	3.21	3,209	3.21	3,209	R1.10再編
湯谷温泉もっくる新城線	2,439	3.81	2,439	3.81	2,439	3.81	2,439	R2.10運行開始
※利用者数（人）、収支率（%）は小中学生の利用分を除く								
(2) 事業の効果								
○西部線 沿線の高齢者の買い物や通院、高校生の雨天時等の通学手段として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の交通手段として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。								
○塩瀬線 沿線の高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学手段として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の交通手段として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。								
○つくであしがる線（デマンドバス） 運行地域の高齢者の買い物や通院手段として必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、幹線バスとの乗り継ぎを容易にし、家族への送迎の依存解消にも繋がる。								
○湯谷温泉もっくる新城線 沿線の高齢者の買い物や通院、観光客の交通手段として必要不可欠な移動手段が確保され、外出の促進・地域活性化にも繋がる。								

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○実施主体が新城市・地域住民・交通事業者であるもの

・地域・行政・交通事業者で公共交通を支える体制を構築し、各地域毎の路線の見直し・利用促進を図るため、地域での意見交換を実施する。

○実施主体が新城市・交通事業者であるもの

・鉄道や路線バスも含めた公共交通ネットワークが一目で分かる総合マップを作成する。

・G T F S データ作成による google へのダイヤ情報掲載や「マイマップ」の作成及び配布を行う。

・バス乗車体験イベントや出前授業の実施により、認知度向上と利用促進を図る。

★重点的な個別施策（輸送量が補助対象を切る可能性があるもの）主体は新城市

◇西部線は、令和5年度4月に大幅な路線の見直しを図っている。具体的には、これまで定時定路の路線であったのが、一部予約型の区域運行路線となった。そのため、4月の利用者数は若干減となったが、今後も利用者向けの利用方法の周知や新規バス停の設置などによって、利用者獲得に努める。

◇塩瀬線は、便ごとに系統が分かれており、昼間の便は塩瀬線として運行している。そのため、運行系統ごとに利用者の属性が分かれており、一部の路線では、輸送量が2.0を割る場合もある。そのため、時刻の見直しなどをはかることで、地域間幹線およびJR飯田線との接続を良くし、更なる利便性向上を図る。

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線については、その運行主体事業者によって費用の負担等が異なる。西部線はその運行に係る費用のうち、新城市から運行事業者への補助金額は運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、運行主体が新城市である塩瀬線・つくであしがる線・湯谷温泉もつくる新城線は、それぞれの運行に係る費用を新城市が負担し、運行収入及び国庫補助金を新城市の歳入として、運行経費に補填している。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

豊鉄タクシー、新城市

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

**【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

**【地域間幹線システムのみ】**

※該当なし

### 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

**【地域間幹線システムのみ】**

※該当なし

### 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線システムのみ】**

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
デマンドバスの運行区域である作手地域は、細い道が多く利用者が希望する地点への送迎を実現するためには、小型バスを購入し運行する必要があるため。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
取得した車両を使用するデマンドバスについて、守義線及びつくであしがる線を合算した令和3年度実績値を基準として、現状維持の数値を目標とする。
(2) 事業の効果
従来より守義線として使用している車両よりも大幅に小型化されるため、デマンドバス利用者が希望する地点へ送迎することが容易となり、目標値の達成につながると期待する。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
車両の取得計画：地域公共交通改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。 車両の取得を行う事業者、費用の負担者：新城市
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

<b>20. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
令和5年1月12日（令和4年度第4回）新城市地域公共交通会議 ・Sバス西部線の見直しについて協議 ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画一次評価報告について協議 令和5年3月7日（令和4年度第5回）新城市地域公共交通会議 ・Sバス秋葉七滝線、長篠山吉田線、布里田峯線の路線変更について ・Sバス西部線の運賃体系について 令和5年6月30日（令和5年度第1回）新城市地域公共交通会議 ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 ・自家用有償運送登録の更新について	
<b>21. 利用者等の意見の反映状況</b>	
市内に10ある地域協議会との協議を行い、路線の再編や利用促進について意見を聴取している。新城市地域公共交通会議の構成員として、利用者代表の方3名（座長）および各地区で自主的に公共交通について検討会議を行う団体の代表者に参加いただいており、会場の場で利用者の立場から意見を聴取している。	
<b>22. 協議会メンバーの構成員</b>	
関係都道府県	愛知県都市・交通局交通対策課、新城設楽振興事務所、新城設楽建設事務所維持管理課
交通事業者・交通施設管理者等	豊鉄バス株式会社、豊鉄タクシー株式会社、東栄タクシー有限会社、山吉田ふれあい交通運営協議会、ジェイアールバス関東(株)株式会社、新城警察署、東海旅客鉄道株式会社
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	名古屋大学教授、新城市社会福祉協議会、老人クラブ連合会、新城市小中学校PTA連絡協議会、新城市観光協会、利用者代表、公益社団法人愛知県バス協会、豊橋鉄道労働組合代表等

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

（住 所）新城市字東入船115番地

（所 属）市民協働部 公共交通対策課

（氏 名）主事 織田桂輔

（電 話）0536-22-9901

（e-mail）kotsu@city.shinshiro.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新城市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,609
交通不便地域等	11,650

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
11,650	旧鳳来町 旧作手村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び  
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
新城市地域公共交通計画	令和4年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

## 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域



※旧鳳来町、旧作手村は交通不便地域

## 人口集中地区詳細

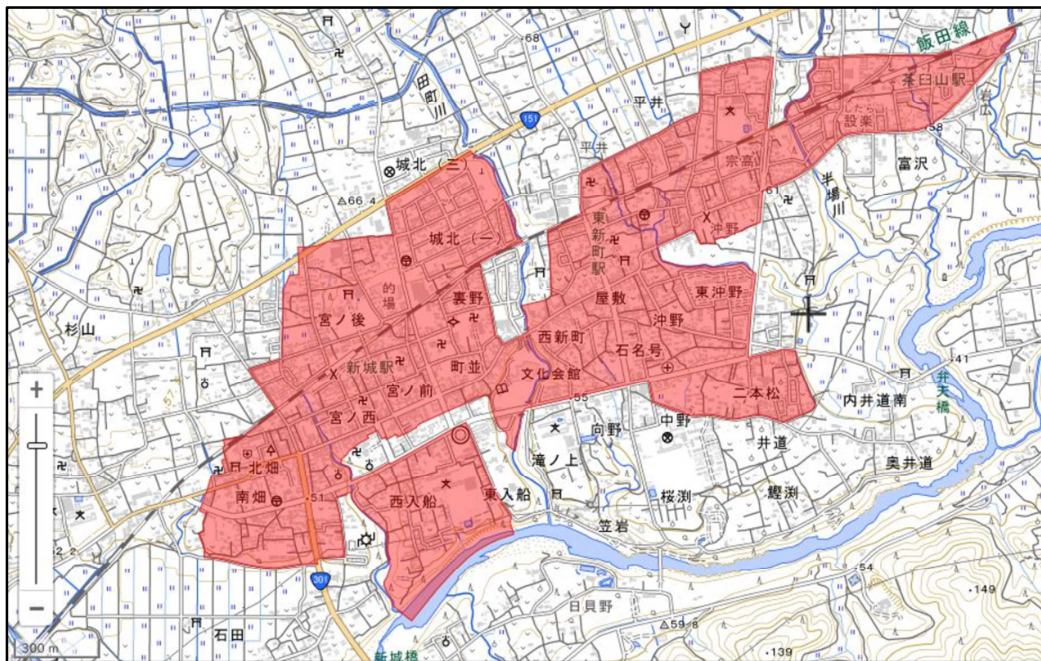


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新城市	豊鉄タクシー	(1) 西部線	豊島・川田・川田原エリア	まちなか	豊島・川田・川田原エリア		243日	1215回		区域運行	①	新豊線及びJR飯田線との接続	①
	新城市	(2) 塩瀬線 (玖老勢～只持～上島田) 上島田方面1便	玖老勢 月～土 1便/日	只持	上島田	往18.4km 復 km	293日	146.5回		路線定期運行	①・②・(1)	新城病院上平井田口線への接続	③
	新城市	(3) 塩瀬線 (上島田～玖老勢～大海駅) 大海駅方面1便	上島田 月～土 1便/日	玖老勢	大海駅	往25.4km 復 km	293日	146.5回		路線定期運行	①・②・(1)	新城病院上平井田口線への接続	③
	新城市	(4) 塩瀬線 (大海駅～只持～上島田) 上島田方面1便	大海駅 月～金 1便/日	只持	上島田	往22.3km 復 km	243日	121.5回		路線定期運行	①・②・(1)	新城病院上平井田口線への接続	③
	新城市	(5) 塩瀬線(循環) (大海駅～布里～上島田～愛郷～源氏 ～只持～玖老勢～大海駅)	大海駅 月～土 2便/日	愛郷	大海駅	往45.2km 復 km	293日	586回		路線定期運行	①・②・(1)	新城病院上平井田口線への接続	③
	新城市	(6) 塩瀬線(循環) (大海駅～玖老勢～布里～上島田～愛郷 ～源氏～只持～玖老勢～大海駅)	大海駅 月～土 2便/日	玖老勢	大海駅	往48.4km 復 km	293日	586回		路線定期運行	①・②・(1)	新城病院上平井田口線への接続	③
	新城市	(7) つくであしがる線 (デマンドバス)		作手 地区 全域		往 km 復 km	293日	2356回		区域運行	①・②・(1)	作手線への接続	③
	新城市	(8) 湯谷温泉もつくる新城線	もつくる 新城南 6便/日	本長篠	鳳来寺山 山頂	往19.5km 復19.5km	293日	879回		路線定期運行	①・②・(1)	新城病院上平井田口線、JR飯田線及び高速バス新城名古屋藤が丘線への接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# 令和6年度新城市営バス運行カレンダー(R5.10.1~R9.30)

2023年10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2023年11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2023年12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

月～金 21日  
月～木 17日

4日 4日

月～金 20日  
月～木 16日

4日 4日

月～金 20日  
月～木 16日

4日 4日

2024年1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2024年2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

2024年3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

月～金 19日  
月～木 15日

4日 4日

月～金 19日  
月～木 16日

3日 4日

月～金 20日  
月～木 15日

5日 5日

2024年4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2024年5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2024年6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

月～金 21日  
月～木 17日

4日 4日

月～金 21日  
月～木 17日

4日 3日

月～金 20日  
月～木 16日

4日 5日

2024年7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2024年8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2024年9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

月～金 23日  
月～木 19日

4日 4日

月～金 21日  
月～木 16日

5日 5日

月～金 19日  
月～木 15日

4日 4日

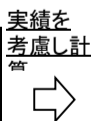
※土曜祝日は運休

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	7/20	小計	7/21～	8月	9月	小計	計
平日	21	20	20	19	19	20	119	21	21	20	14	76	8	21	19	48	243
(月～木)	17	16	16	15	16	15	95	17	17	16	11	61	7	16	15	38	194
(金)	4	4	4	4	3	5	24	4	4	4	3	15	1	5	4	10	49
土曜	4	4	4	4	4	5	25	4	3	5	3	15	1	5	4	10	50
日曜	5	4	4	4	4	5	26	4	4	5	2	15	2	4	5	11	52
祝日	1	2	0	1	2	1	7	1	3	0	1	5	0	1	2	3	15
年末年始			3	3			6					0				0	6
計	31	30	31	31	29	31	183	30	31	30	20	111	11	31	30	72	366

	運休日	R5.10.1~R6.3.31			R6.4.1~R6.7.20			R6.7.20~R6.9.30			R5.10.1~R6.9.30			運行回数	
		平日	土曜	運行日	平日	土曜	運行日	平日	土曜	運行日	平日	土曜	運行日	(日)	(年)
(1) 西部線	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	119	76	15	76	48	10	48	243	50	243	5	1215
(2) 塩瀬線	日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	144	76	15	91	48	10	58	243	50	293	0.5	146.5
(3) 塩瀬線	日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	144	76	15	91	48	10	58	243	50	293	0.5	146.5
(4) 塩瀬線	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	119	76	15	76	48	10	48	243	50	243	0.5	121.5
(5) 塩瀬線(循環)	日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	144	76	15	91	48	10	58	243	50	293	1	586
(6) 塩瀬線(循環)	日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	144	76	15	91	48	10	58	243	50	293	1	586
(7) つくであしがる線	日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	144	76	15	91	48	10	58	243	50	293	8.04	2356
(8) 湯谷温泉もつくる新城線	日曜、祝日、12/29~1/3	119	25	144	76	15	91	48	10	58	243	50	293	3	879

※つくであしがる線の運行計画の試算方法

■ 令和3年10月から令和4年9月までの実績	
A 運行日数	294日
B 運行回数	2364回
C 1日あたり運行回数(B÷A)	8.04回



■ 令和5年10月から令和6年9月までの計画	
A 運行日数	293日
B 1日あたり運行回数	8.04回
C 運行回数(A×B)	2356回

# 地域間幹線とフィーダー路線の接続

※各路線の詳細は個別に資料を添付

つくであしがる運行区域

新城病院上平井田口線（幹線）

塩瀬線

○玖老勢  
塩瀬線、  
新城病院上平井田口線（幹線）  
接続点

○本長篠駅  
湯谷温泉もつくる新城線、  
新城病院上平井田口線（幹線）  
接続点

作手線（幹線）

○大海駅  
塩瀬線、  
新城病院上平井田口線（幹線）  
接続点

湯谷温泉もつくる新城線

西部線運行区域

新豊線（幹線）

○もつくる新城（正面）  
湯谷温泉もつくる新城線、  
新城名古屋藤が丘線（幹線）  
接続点

○新城市民病院  
西部線、新豊線（幹線）接続点

※地域間幹線（新城名古屋藤が丘線、新城病院上平井田口線、作手線、新豊線、JR飯田線）

※フィーダー路線（西部線、新豊線、湯谷温泉もつくる新城線、塩瀬線）

# 西部線時刻表

## 運行時刻表

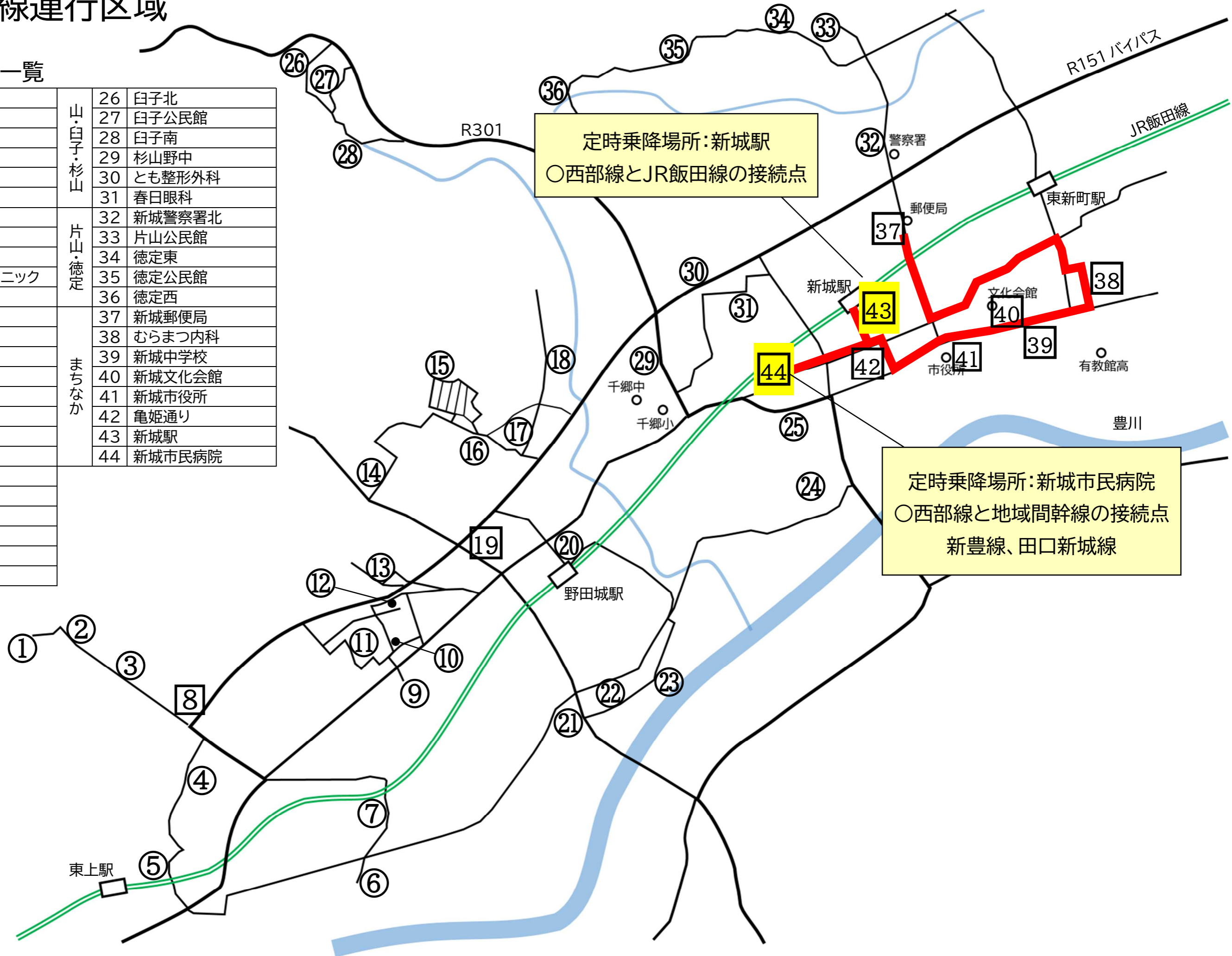
エリア		1便	2便	3便	4便	5便
豊島・川田・川田原		7:10	9:05	11:00	13:30	15:25
	川田山田平	7:25	9:20	11:15	13:45	15:40
大野田		7:25	9:20	11:15	13:45	15:40
今出平・諏訪・稲木		7:30	9:25	11:20	13:50	15:45
	バロー新城店	—	—	11:30	14:00	15:55
石田・野田・中市場		7:40	9:35	11:30	14:00	15:55
山・臼子・杉山		7:50	9:45	11:40	14:10	16:05
片山・徳定		7:55	9:50	—	14:15	—
ま ち な か	新城郵便局	8:05	10:00	—	14:25	—
	むらまつ内科	8:10	10:05	—	14:30	—
	新城中学校	8:11	10:06	—	14:31	—
	新城文化会館	8:12	10:07	—	14:32	—
	新城市役所	8:14	10:09	—	14:34	—
	亀姫通り	8:16	10:11	—	14:36	—
	新城駅	8:18	10:13	—	14:38	—
	新城市民病院	8:20	10:15	—	14:40	—
ま ち な か	新城市民病院	—	—	11:50	—	16:15
	新城駅	—	—	11:52	—	16:17
	亀姫通り	—	—	11:54	—	16:19
	新城市役所	—	—	11:56	—	16:21
	新城文化会館	—	—	11:58	—	16:23
	新城中学校	—	—	11:59	—	16:24
	むらまつ内科	—	—	12:00	—	16:25
	新城郵便局	—	—	12:05	—	16:30
片山・徳定		—	—	12:05	—	16:30
山・臼子・杉山		8:20	10:15	12:10	14:40	16:35
	山・臼子	—	—		—	
石田・野田・中市場		8:25	10:20	12:15	14:45	16:40
	バロー新城店	—	10:30	12:25	14:55	16:50
今出平・諏訪・稲木		8:35	10:30	12:25	14:55	16:50
大野田		8:45	10:40	12:35	15:05	17:00
豊島・川田・川田原		8:50	10:45	12:40	15:10	17:05

※網掛けは、予約状況にかかわらず定時で運行する時刻。

# Sバス西部線運行区域

## エリア・乗降場所一覧

豊島・川田・川田原	1	川田原滝	山・臼子・杉山	26	臼子北
	2	川田原公民館		27	臼子公民館
	3	川田原		28	臼子南
	4	新川田平		29	杉山野中
	5	川田公民館		30	とも整形外科
	6	永徳寺境内		31	春日眼科
	7	豊島公民館		32	新城警察署北
	8	川田山田平		33	片山公民館
大野田	9	市場台南公園	片山・徳定	34	徳定東
	10	あいきょうクリニック		35	徳定公民館
	11	市場台西公園		36	徳定西
	12	市場台北		37	新城郵便局
今出平・諏訪・稲木	13	稲木	まちなか	38	むらまつ内科
	14	稲木公民館		39	新城中学校
	15	大洞山公園		40	新城文化会館
	16	諏訪公民館		41	新城市役所
	17	豊栄		42	亀姫通り
	18	今出平		43	新城駅
石田・野田・中市場	19	バロー新城店		44	新城市民病院
	20	野田城駅東			
	21	のだクリニック			
	22	中市場西			
	23	中市場東			
	24	石田公民館			
	25	橋向郵便局前			



①スクール利用時間帯（7時台、16時台～18時台）

Sバス 塩瀬線		1乗車200円	
運行日：便により異なります（日曜、祝日、振替休日及び12/29～1/3は運休）			
大海駅・玖老勢方面		上島田方面	
2020年10月1日改正			
バス停	1便 月一土	バス停	1便 月一土
			2便 月一金
上 島 田	7:06	大 海 駅	18:07
中 島 田	7:09	銭 亀	18:09
塩 瀬	7:19	横 山	18:10
高 月 寺 前	7:20	追 分	18:13
中 平	7:21	椎 平 橋	18:14
知 幸 部	7:23	玖 老 勢	16:49
白鳥神社前	7:25	塩 の 谷	16:50
一 色	7:27	長 楽	16:52
小 島	7:29	大 立	16:55
旧鳳来西小前	↓	小 松	16:56
旧鳳来西こども園前	↓	旧イキングターミナル前	16:57
布 里	↓	只 持 下	17:00
布里小松	↓	只 持 中	17:01
只 持 中	7:31	布 里 小 松	↓
只 持 下	7:32	布 里	↓
旧イキングターミナル前	7:35	旧鳳来西こども園前	↓
小 松	7:36	旧鳳来西小前	↓
大 立	7:37	小 島	17:02
長 楽	7:40	一 色	17:04
塩 の 谷	7:42	白鳥神社前	17:06
玖 老 勢	7:43	知 幸 部	17:08
椎 平 橋	7:49	中 平	17:10
追 分	7:50	高 月 寺 前	17:11
横 山	7:53	塩 瀬	17:12
銭 亀	7:54	中 島 田	17:22
大 海 駅	7:56	上 島 田	17:25

※「小島」「小松」バス停の赤字時刻で、布里田峯線に乗り換えができます。



# Sバス塩瀬線(塩瀬布里循環線) 1乗車200円

運行日：月曜～土曜(日曜、祝日、振替休日及び12/29～1/3は運休)

2020年10月1日改正

## 左回りルート

大海駅▶只持▶恩原▶  
愛郷▶上島田▶塩瀬▶  
布里▶大海駅

## 右回りルート

大海駅▶布里▶塩瀬▶  
上島田▶愛郷▶恩原▶  
只持▶大海駅

## ②循環系統 (8時台～15時台)

バス停	1便	2便	バス停	3便	4便
大海駅	8:11	10:15	大海駅	12:50	15:10
銭亀		10:17	銭亀	12:52	15:12
横山	↓	10:18	横山	12:53	15:13
追分	8:16	10:21	追分	12:56	15:16
椎平橋	8:17	10:22	椎平橋	12:57	15:17
玖老勢		10:28	玖老勢	13:03	15:23
塩の谷	↓	10:29	塩の谷	13:04	15:24
長楽	8:19	10:31	長楽	13:06	15:26
大立	8:22	10:34	大立	13:09	15:29
小松	8:23	10:35	小松	13:10	15:30
旧サイクリング ターミナル前	8:24	10:36	旧サイクリング ターミナル前	13:11	15:31
只持下	8:25	10:37	布里小松	13:12	15:32
只持中	8:26	10:38	布里	13:14	15:34
只持上	8:27	10:39	旧鳳来西こども園前	13:15	15:35
広見	8:29	10:41	旧鳳来西小前	13:16	15:36
源氏	8:31	10:43	小島	13:17	15:37
日向	8:34	10:46	一色	13:19	15:39
恩原	8:37	10:49	白鳥神社前	13:21	15:41
愛郷	8:39	10:51	知幸部	13:23	15:43
上島田	8:42	10:54	中平	13:25	15:45
中島田	8:45	10:57	高月寺前	13:26	15:46
塩瀬	8:55	11:07	塩瀬	13:27	15:47
高月寺前	8:56	11:08	中島田	13:37	15:57
中平	8:57	11:09	上島田	13:40	16:00
知幸部	8:59	11:11	愛郷	13:43	16:03
白鳥神社前	9:01	11:13	恩原	13:45	16:05
一色	9:03	11:15	日向	13:48	16:08
小島	9:05	11:17	源氏	13:51	16:11
旧鳳来西小前	9:06	11:18	広見	13:53	16:13
旧鳳来西こども園前	9:07	11:19	只持上	13:55	16:15
布里	9:08	11:20	只持中	13:56	16:16
布里小松	9:10	11:22	只持下	13:58	16:18
旧サイクリング ターミナル前	9:11	11:23	旧サイクリング ターミナル前	13:59	16:19
小松	9:12	11:24	小松	14:00	16:20
大立	9:13	11:25	大立	14:01	16:21
長楽	9:16	11:28	長楽	14:04	16:24
塩の谷	9:18	11:30	塩の谷	14:06	↓
玖老勢	9:19	11:31	玖老勢	14:07	
椎平橋	9:25	11:37	椎平橋	14:13	16:26
追分	9:26	11:38	追分	14:14	16:27
横山	9:29	11:41	横山	14:17	16:30
銭亀	9:30	11:42	銭亀	14:18	16:31
大海駅	9:32	11:44	大海駅	14:20	16:33

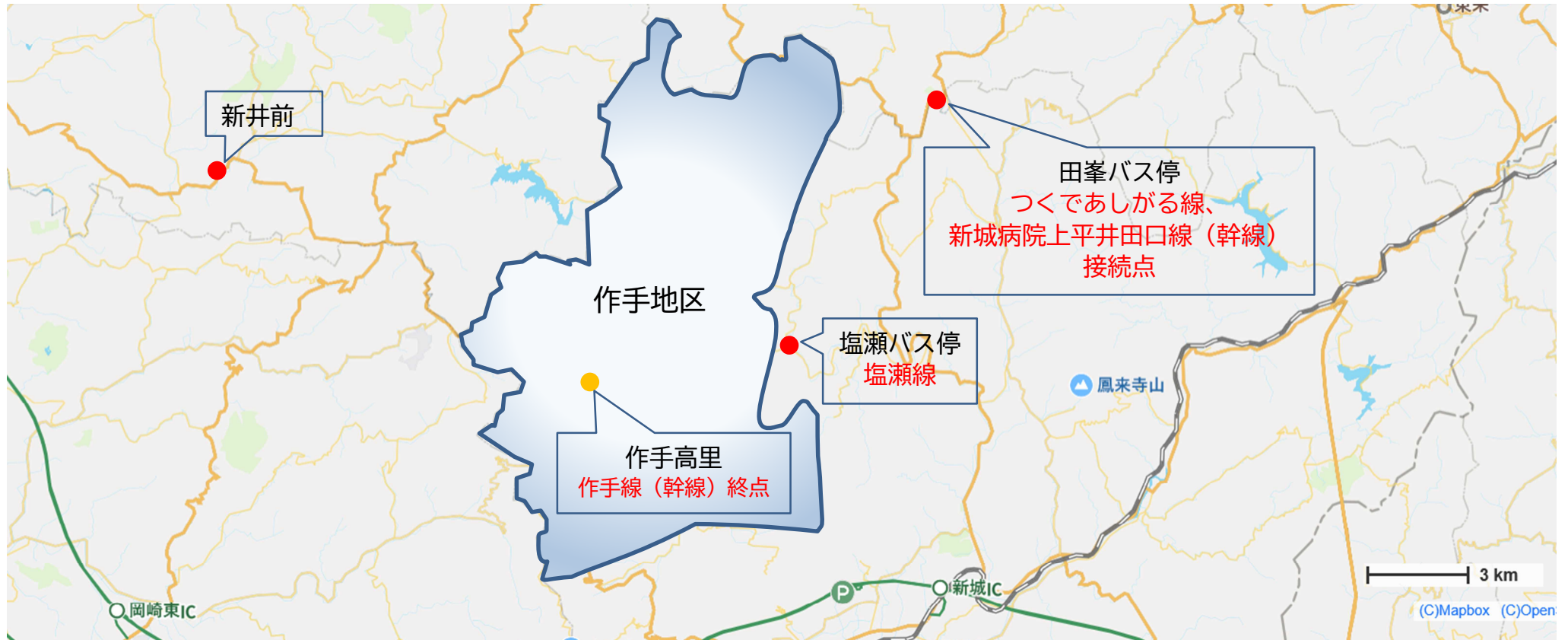









# フィーダー路線図

## Sバスつくであしがる線



 = つくであしがる線運行区域

 = 指定乗降場所

 = 作手線終点バス停

# Sバス 湯谷温泉もつくる新城線 H27

運行日：月曜～土曜(日曜、祝日、振替休日及び12/29～1/3は運休)

## ゾーン制運賃

- ・新城地区内 200円 ・鳳来地区内 200円
- ・両地区をまたがる乗車の場合は 400円
- ・「鳳来寺山山頂」を含む区間は 400円
- ・「鳳来寺山山頂」から「湯谷温泉駅南」区間は 200円

2021年11月1日改正

### 鳳来寺山山頂方面

### もつくる新城南方面

		H27	H27	H27			H27	H27	H27
バス停		1便	2便	3便	バス停		1便	2便	3便
新城地区	もつくる新城南	10:30	12:55	14:40	鳳来寺山頂	11:19	13:43	15:28	鳳来地区
	もつくる新城(正面)	10:33	12:58	14:43	湯谷温泉駅南	11:34	13:58	15:43	
	新城総合公園(東側)	10:40	13:05	14:50	井 代	11:36	14:00	15:45	
こんたく長篠	10:44	13:09	14:54	大 野	11:39	14:03	15:48		
長篠城址前	10:45	13:10	14:55	三河大野駅前	11:41	14:05	15:50		
薬 局 前	10:47	13:12	14:57	寺 林	11:42	14:06	15:51		
鳳来中部小学校	10:48	13:13	14:58	下 平	11:43	14:07	15:52		
本長篠駅前	10:50	13:15	15:00	浅 畑	11:44	14:08	15:53		
富 貴	10:52	13:17	15:02	富 貴	11:45	14:09	15:54		
浅 畑	10:53	13:18	15:03	本長篠駅前	11:47	14:11	15:56		
下 平	10:54	13:19	15:04	鳳来中部小学校	11:49	14:13	15:58		
寺 林	10:55	13:20	15:05	薬 局 前	11:50	14:14	15:59		
三河大野駅前	10:56	13:21	15:06	長篠城址前	11:51	14:15	16:00		
大 野	10:58	13:23	15:08	こんたく長篠	11:53	14:17	16:02		
井 代	11:01	13:26	15:11	新城総合公園(東側)	11:57	14:21	16:06		
湯谷温泉駅南	11:03	13:28	15:13	もつくる新城(正面)	12:04	14:28	16:13		
鳳来寺山頂	11:18	13:43	15:28	もつくる新城南	12:07	14:31	16:16		
鳳来地区									新城地区

# 《Sバス湯谷温泉もつくる新城線 路線図（令和3年11月1日以降）》



表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
新城市	新城市	1	(1) つくでデマンドバス	小型車両			14	R1.10			一括
		2	( )								
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。